

地震災害にかかる活動体制に関する要綱

(目 的)

第1 この要綱は、地震災害が発生した場合における茨木市教育委員会（以下「委員会」という。）に属する職員の招集、児童・生徒及び社会教育施設利用者の安全確保並びに教育施設設備の安全点検等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員の招集)

第2 勤務時間外における職員の招集については、次のとおりとする。

(1) 動員の範囲

①事務局職員

ア 茨木市域（以下「市域」という。）において震度3の地震が発生した場合、全職員は、緊急連絡の受信と迅速な参集が可能な体制を確保すること。

イ 市域において、震度4の地震が発生した場合、全職員は、自宅待機とする。ただし、各部長の判断で、施設長又は一部若しくは全職員に出勤を命ずることがある。

ウ 市域において、震度5弱の地震が発生した場合、課長代理級以上の職員及び施設長は、直ちに所属の事務室へ参集するものとする。他の職員は自宅待機とするが、各部長の判断で、一部若しくは全職員に出勤を命ずることがある。

エ 市域において、震度5強以上の地震が発生した場合、全職員は、直ちに所属の事務室に参集し、配備につくものとする。

オ ア、イ、ウ、エに関わらず茨木市災害警戒本部及び茨木市災害対策本部の指示があればそれを優先させるものとする。

②学校教職員

ア 市域において、震度3の地震が発生した場合、全教職員は、緊急連絡の受信と迅速な参集が可能な体制を確保すること。

イ 市域において、震度4の地震が発生した場合、全教職員は、自宅待機とする。ただし、各校長は、自らの判断で所属の学校へ参集するものとし、その際、一部若しくは全教職員に出勤を命ずることがある。

ウ 市域において、震度5弱の地震が発生した場合、校長・教頭は、直ちに所属の学校へ参集するものとする。他の教職員は自宅待機とするが、各校長の判断で、一部若しくは全教職員に出勤を命ずることがある。

エ 市域において、震度5強以上の地震が発生した場合、全教職員は、直ちに所属の学校に参集し、配備につくものとする。

(学校の児童・生徒の安全確保並びに施設設備の安全点検等)

第3 学校の児童・生徒の安全確保並びに施設の安全点検等については、「茨木市地域防災計画（第12章 文教対策）」に定めるもののほか、教育長通知（別紙1）「地震災害にかかる学校園の園児・児童・生徒の安全確保並びに施設設備の安全点検等について」により、対処するものとする。

(社会教育施設の施設利用者の安全確保並びに施設設備の安全点検等)

第4 社会教育施設の施設利用者の安全確保並びに施設設備の安全点検等については、
「地震災害にかかる社会教育施設の施設利用者の安全確保並びに施設設備の安全点
検等について」(別紙3)により、対処するものとする。

附 則

この要綱は、平成7年9月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

茨教政第1411号
平成23年9月1日

(あて先) 市立幼・小・中
学校長・園長

茨木市教育委員会
教育長 八木 章治

地震災害にかかる学校園の園児・児童・生徒の安全確保
並びに施設設備の安全点検等について（通知）

標記のことについて、市立幼・小・中学校（園）長は、下記事項に留意し、万全を期すよう通知します。

記

（事前の措置）

- 1 学校園長は、地震災害を想定して、学校園の立地条件等を踏まえつつ「応急教育計画」を策定し、教育委員会（以下「委員会」という。）へ報告するとともに、全教職員に周知しておくこと。

（災害時の措置）

- 2 市域において震度5弱以上の地震が発生した場合は、休業の措置をとること。
また、震度5弱未満の地震であっても学校園施設に被害があり、危険と認められる場合は、学校園長の判断により、委員会と協議し、休業の措置をとること。
なお、休業の措置をとった場合、学校給食も中止となるので、留意すること。
- 3 学校園長は、施設設備の被害状況を速やかに把握し、委員会に報告するとともに、施設設備の安全点検及び警備等に必要な教職員を確保すること。
- 4 園児・児童・生徒が学校園にいるときは、安全な場所に避難させ、保護・監督にあたること。園児・児童・生徒は学校園待機とし、保護者に引き渡すまで責任を持って保護・監督を継続すること。
なお、児童・生徒の登下校中に発生した場合は、危険な場所を避け、安全な場所に一時避難し、揺れがおさまった後、登校時においては原則として登校させること。また、下校時においては帰宅させ、保護者の管理に任せることを基本とすること。その際、教職員の他、PTA地区委員等の協力を得て、通学路の安全を確認すること。

（災害応急復旧時の措置）

- 5 学校園長は、教職員を掌握し、学校園の警備を強化するとともに、施設設備の安

全点検及び危険箇所への立入禁止の措置並びに室内等の整理整頓を行い、授業の再開に備えること。

- 6 学校園長は、学校園及び通学園路の安全が確認できたときは、委員会に報告し、授業再開の措置をとること。

なお、給食施設等が被害のため、給食の再開が困難なときは、弁当持参の措置をとること。

なお、平成19年6月1日付「地震災害にかかる学校園の園児・児童・生徒の安全確保並びに施設設備の安全点検等について」の教育長通知は廃止する。

地震災害にかかる社会教育施設の利用者の
安全確保並びに施設の安全点検等について

地震災害が発生した場合の社会教育施設長の
留意事項について

- 1 市域において震度 5 弱以上の地震が発生した場合、臨時休館等の措置をとるものとする。
また、震度 5 弱未満であっても、当該施設に被害があり危険な場合は、安全が確認されるまで使用を中止するものとする。
- 2 施設利用申込者に対しては、安全が確認されるまで利用を中止する旨、周知すること。
- 3 主催事業の実施中や施設利用者がいるときに、大地震が発生した場合を想定した避難誘導や二次災害（火災等）の発生を未然に防ぐための訓練の実施計画を立て、施設業務従事者の訓練に努めること。
- 4 施設長は、災害の発生に際して、その状況及び対処したことについて、詳細に記録し、速やかに施設所管の所属長に報告すること。
- 5 通信網の不通等により施設所管の所属長の指示が受けられないときは、施設長の判断において適切な措置を講じること。